共同海損成立の場合

Ш

武

である。敢て英米兩國に於ける學者の通說と擇ぶさころなしさ雖も、彼が之をあくまで徹底せしめるさころに、その理論 論せんさするものである。 の鎹さがあるのである。前稿はこの所習利益の衝突の生すべき態様に就て詳述したるものであるが、本稿に於ては之を共 評を加へつき、自づさへツク教授の共同海損に關する根本觀念を紹介してゐる。ヘツク共同海損法論(Heck, Dás Recht も根本的なる前提をなけるのであり、その衝突の排除のためにこそ共同海损制度を是認すべき真の理由のあるここを、推 **同海損成立の各個の場合に當てはめて、ヘツクの所說の當否を檢し、遂には利益の衝突こそ共同海損を成立せしむべき最** これなり。彼に依れば、船舶及び積荷の間に利害關係の衝突なくば犠牲なく、犠牲なきごころに共同海损成立せずご見るの der Grossen Haverei, 1891)に流るゝ根本思想さは何んぞ。利益の衝突(Interessenkonflikt)を犧牲主義(Opfersystem) 少の關連はある。一九二四年ヨーク◆アントワープ規定(The York-Antwerp Rules, 1924.)の一條以下を解說し、之に批 ならず、日教授の高遠なる見解に對し徒らに忠質なる譯述にのみ努めて、益々分りにくゝしたやうな嫌があつた。 し之は今日を以て見れば全然失敗であつた。原文に於ける説明の細緻で教授獨特の難澁なる術語さに惑はされ、譯文流暢 本稿は必ずしも前稿の補正のために起したのではない。講義の原稿な増補したるに過ぎざるものではあるが、前稿さ多 本誌第一卷第五號及び第二卷第一號に於て拙稿共同海报論序說:題し、ヘツク教授共同海报法論の序論を紹介した。然

(江〇五) 二三

共同海损成立の場合

第

投荷及びその結果たる損害(Rules l, ll.)

b るロード海法が、投荷法(Lex Rhodia de jactu=Rhodian Law of Jettison)でふ固有の名稱を有したることに依つて てはその他の共同海損行爲に比して、任意の犠牲の事實が最も明瞭である。これ、投荷が共同海損の典型なる所 きに至つて、始めて費用の支出を要するものである。されば、船舶の入港又は積荷の陸揚は共同海損行爲なれど 津の如きものに於ては、損害は行爲と同時に發生するものにあらずして、現實に入港のとき又は積荷の陸揚のと は即ち犠牲行為であり、故意に且直ちに損害を生ぜしめるものなれども、同じく共同海損行為の中でも避難港入 らる、財産との識別判然たらずと雖も、投荷行為に於ては投荷せられたる物は即ち犧牲に供せられたるものであ 念が最も明瞭に顯現してゐる。同じ共同海損行爲の中でも任意の坐礁に於ては、犧牲に供せらるる財産と救助せ 長は數多の積荷の中より適當なるものを摘出して、之を海中に投するものなるを以て、任意の行意並に犠牲の觀 も類はれる。盖し投荷に於ては共同海損成立の一般的要件を遺憾なく具備してゐる。殊に、投荷に際しては、船 投荷は古來共同海損の最も典型的なるものである。彼の共同海損に關する最古の慣習法として、汎く知られた 避難港に向け航行することは未だ共同海損行為にあらざるかの如き外觀を呈してゐる。要するに、投荷に於 船舶内に残存せる財産は船舶と共に救助せられたるものであり、兩者の區別疑ふべくもあらず。また、投荷

以である。

第二條は無用の規定であるけれども、沿革的理由により一八九○年規定を文字通りに踏襲し、之を存置せしめて 依つて共同海損たるべきものである。規定第二條に於ても之を明言してゐる。尤も一九二四年規定に於てはこの こと尠くない。この損害は投荷なる共同海損行爲の直接の結果被りたるものなるを以て、一般的規定たるに條に 投荷のためには先づ艙口を開け之を爲すものなるが、その場合に海水が其處より浸入して積荷を毀損せしむる

第二條 共同の安全のために行はる」投荷その他の犠牲より生ずる損害

ねるのである。

害、並ニ、共同フ安全ノタメニ投荷ヲナス目的ヲ以テ開カレタル艙ロ、ソノ他ノ孔口ヨリ浸水シタルニ因リ生 ジタル損害ハ、共同海損トシテ賠償ヲ受クルモノトス。

共同ノ安全ノタメニスル犠牲ニ因リ、若クハソノ結果ヨリ、船舶及ビ積荷又ハソノ何レカノ一ニ生ジタル損

外板との間に押入り推進機を毀損し、機關も亦之を除去せんとして極度に運轉せられて損傷した。米國地 行つた。その際、船體及び艤装用具を毀損したるのみならず、海中に投ぜられたる木材が推進機と船尾 方裁判所は最等の總ての損害を、投荷の結果生じたるものとなし、共同海損と認めた(Rudoli,)。按するに て紐育に向け航行中坐礁した。而して、船足を輕快ならしめて離礁せしめんがため、甲板積木材の投荷を この規定の適用に關し、米國には興味深き一裁判事件がある。Felix號でふ一船舶は木材を甲板に積載し

(二〇七) 二五

の投荷と同様に、共同海損と認めて可なりや。

第三卷 第三號

船體

りたることが偶然の結果ならば、推進機の損害は投荷の結果と見ることを得ずして、共同海損ではない。

の損傷が投荷の時に於て既に豫想せられゐたるものなるべし。木材が推進機と船尾外板との間に押入

ために共同の危険を惹起することも多い。船舶の動揺に因つて積荷が甲板上を移動し、船舶の安定を 激浪に浚らはるることも多く、帆檣の挫析又は切斷に因つて毀損せらるゝ危險も比較的大である。 方法にあらざるがために、甲板下の積荷よりも大なる海上危險に曝されるものである。暴風に依つて吹突ばされ 以て運送せられんことを希望する場合に於て、その他種々なる理由より生ずる。而して、甲板積は適當なる船積 作業の障礙となり、共同の安全のために之を抛棄せざるべからざることあり。この甲板積の投荷は甲板下の積荷 顕覆の危險ある場合之を回避せんがために、 積載せられることもある。 積荷は通常甲板下の船艙內に積込まれる。積荷が甲板下に積込まれるのは普通の運送方法であるが、甲板上に 盖し、船主に於て餘。分に運賃を獲得せんがために、或は荷主に於て低廉なる運賃を 投荷の必要を誘致することあり。 或は、 海難に際し船舶の甲板上の 否、甲板積の を害し、

造し、 り知らざるものである。而して、殊更に投荷又は毀損せられやすき船積方法に於て積込まれたるものなるに拘ら 甲板積の投荷は何れの國に於ても原則として之を共同海損と認めない。 甲板積は概して船主叉は衛主の利益のためにせらるくものであり、 他の荷主その他の利害關係人に於て與 我國に於ても同様である(商法六四)。

と認められざるや當然である(Heck s.244,164.)o 關係人の承認を得ずして、殊更に甲板上に積載せられたるものであり、そのために共同の危險を惹起し、他の利 を請求することを得ないことになつてゐる(Rule D.)。 况や、甲板積は船主又は當該荷主の利益のために他の利害 なり、甲板積積荷の荷主と甲板下積荷の荷主との間に不衡平を來さしめる。否、甲板積は自ら危險を誘致するも ず、之に加へられたる損害を共同海損として取扱ふならば、他の利害關係人の負擔を著しく増大せしめる結果と 害關係人にも累を及ぼさんとしたるに於て、危險を誘致せしめたる當該積荷を除去するも、その損害が共同海損 のである。而して、共同海損を成立しむべき共同の危險はその發生原因を間はずと雖も、過失者は自らその分擔

火の危險のためにあらずして、共同の安全のために投荷せられたる場合に、甲板積の故を以て共同海損たること 板積と雖も、商慣習に依りたるものならば、共同海損としての取扱を認める。木材の運送、並に、沿岸の小航海 を得ずとせば、あまりに酷である。更に、各國の法律規定に於ては、共同の安全のためにせらる、にあらざる甲 めに、甲板積を以て寧ろ適當とするものである。而して、是等の稍荷がその固有の性質より來る危險、例へば發 板に積載せらるゝものあり。硫酸、酒精、その他可燃性薬品等に於て然りとする。是等の積荷は共同の安全のた 積荷の種類に依つては、必ずしも當該積荷の利益のためにあらずして、寧ろ共同の安全又は利益のために、甲

共同海損成立の場合

に於て然りとする(商法六四六條)。

一八九〇年規定に於ては、その第一條一項に於て、甲板積積荷の投荷は共同海損たることを得ずと一律に規定

Ξ 卷 第 三號

但し、第一條を除外す。」といふが如き約歇を生するに至つた。且、その第二項に於ては、甲板の定義の如きも あつた。されば、この規定は往々に忌避せられ、『共同海損の精算は一八九○年ョーク●アントワーブ規定に從ふ のを掲げたるが、倚實際の場合に處して果して甲板積なりや否やに就て、屢々爭を生ぜしめた。茲に於てか、一 したるのみであつて(Rule l.)、何等の例外を認めなかったがために、特殊の積荷に對しては酷に過ぎるところが

第一條

投

荷

投荷ハソノ貨物ガ承認セラレタル商慣習ニ從ヒテ運送セラレザレバ、共同海損トシテ賠償ヲ受クルコトヲ得

九二四年規定は甲板積云々と規定することを廢めて、左の如くなした。

べ。

帆 帆檣、 鍿 **貓鎖、** 索具及び綱具等の切斷の損害

般的規定たるA條に依つても、個別的規定たる第二條に依つても、當然に共同海損たるべきものである。 是等の船舶の艤装用具が共同の安全のために犠牲に供せられたるときには、共同海損たるや言ふを俟たない。

帆架を存置するは、共同の危険を增す。共同の安全のために除去せざるべからず。而して、毀損したる帆叉は帆へです。 て、之を共同海損として取扱ふべきや否やにつき、 是等の物がその切斷せらる、ときに於て旣に難破の狀態にあるならば、始めて理論上並に精算上の便宜よりし 疑問の餘地がある。 抑も 風波に 因つて 引き さかれたる帆や

不可能なるのみならず、果して價値を有したりや否やすら確め難い。蓋し、船長は船主の使用人として常に彼の る額を共同海損として取扱ふべきものである(s.123.)。然し、現實の精算に際して、その現存したる額を判定する 切斷は、最早犧牲を醸すものにあらず、從つて共同海損でない (Heck)。唯、難破物なれども尚多少の價値を有し 揚げ得ざるとき、帆又は帆架が暴風によつて引きちぎられ尚敷除の綱に依つて辛じて保存せられたるも、船舷を强 架は既に無價値になれることあり、或は、なほ多少の價値を有せることあり。その價値を有せるときと雖も、そ 傭主たる船主の利益を計らんとする傾きあるを以て、彼の證言は必ずしも信頼するに足らざるを以てゞある。 而もその保存が必ずしも不可能ならざるものならば、その切斷は犠牲を醸すものであり、理論上に於ては現存せ 打し船體を毀損せしむるの懸念あるとき等に於て、然りとする。斯の如き客觀的若くは主觀的に無價値なる物の の保存が不可能に感し、謂はど客觀的には價値あるも主觀的には無價値なることあり。鑓が岩の間に挟まれて引 ことは容易でない。否、切斷せられたる難破物は旣に失はれて、特算人の眼前にあらざるを以て、その評價殆ど されば、 ヨーク●アントワープ規定は夙に一八六○年グラスゴー决議以來、難破物の切斷を以て一切共同海損

第四條 難破物ノ切斷

と認めざること」なし、一九二四年規定に於ても一八九〇年規定を文字通りに踏襲してゐる。

共同海損トシテ賠償ヲ受クルコトヲ得ズ。 海難 ニ因リ旣ニ毀損セル難破物、圓材又ハ其ノ他ノ物ノ殘餘ヲ切斷スル ヨトニ因リテ生ジタル 損失●損害ハ .

三卷 第三時

第

第三部

舩内に於ける火災の消防に因る損害(Rule III.)

七年規定以來之を明かにし、一九二四年規定は一八九〇年規定を文字通りに踏襲してゐる。 ざるを以てその濡損は共同海損ではない(Benecke, Marine Insurance, p. 243)。ョーク●アントワープ規定は一八七 純然たる救助の行為であつて犠牲にあらず。若し之を海中に投棄せば犠牲と稱し得べけんも、消防は犠牲にあら 同海損である。但し、現に燃燒しつ、ある積荷、散積積荷、若くは、船體の當該部分に注水して之を消防するは 船底に穿孔して海水を自然に浸入せしむるかにあり。之に因つて生ずる船體の破損、 船舶が火災を起したる場合、之を消防する手段は喞筒を以てするか、船舶を故意に淺瀬に乘揚げしめ、若くは。 及び積荷の濡損は明かに共

第三條 船舶内ニ於ケル火災ノ消防

罹災中ノ船舶ヲ淺瀬ニ溗揚ゲシメ又ハ穿孔スルコトニ因リ生ジタル損害ト共ニ、共同海損トシテ賠償ヲ受クル モノトス。但シ、船舶及ビ散積荷物ノ燒損部分又ハ火災ニ罹リタル個積荷物ニ對スル損害ハコノ限ニアラズ。 船舶内ニ於ケル火災ノ消防ニ際シ、水ソノ他ニ因リ、船舶及ビ積荷又ハソノ何レカノ一ニ生ジタル損害ハ、

るものにあらず。英米及びスカンデナビアを除く多數の諸國に於ては、之を共同海損として取扱ひ、唯英 **燒損せる積荷若くは船體の部分に對する滯損を、共同海損より除外するは、必ずしも一般に認められた。**

のである。 米等に於てのみ之を共同海損と認めないのである。而してヨーク・アントワープ規定は英米主義に從つた

を得す、難破物と同様に取扱ふべしといふにあるが如し。然れども、帆又は帆架等の難破物が共同海損と **燒損部分は軈て全損に歸すべかりしものなれば、事實上注水に因つて犧牲に供せられたるものと見ること** 普通に唱へらるゝ理由に至つては首肯し得ざるものあり。之に依れば、旣に火災に罹れる積荷並に船體の 認められざるは、上述の如く、救助すべからざる狀態にあるか、乃至は假令多少の價値ありとしても、そ 對する損害も之を共同海損より除外せざるべからず(Rudolf.)。否、火災に因つて 全損に歸すべかりしと云 徹底せしむるときは、必ずしも罹災せる積荷若くは船體の部分のみならず、少くとも同一船舶内の積荷に れば、之を共同海損として取扱はずといふは甚だ不徹底である。何となれば、若しこの論理を是認し之を らざるの結果となる。次に、注水てふ共同海損行爲なくとも軈て火災に因つて全損に歸すべかりしものな の損害額を評定すること必ずしも困難ならず。少くとも、乾燥費用の如きものは共同海損と認めざるべか に接用するを得ない。蓋し、積荷若くは船體の燒損と濡損とはその區別判然たるものあり、且、その濕濡 の評價並に證明の困難なるに由來する。而して、前の場合に於ける取扱上の便宜論は、直ちに火災の場合 ふは注水て
ふ共同海損行爲なくば云々と解することに依つて始めて論理的になる。果して然らば、斯の如 英米主義並にヨーク。アントワープ規定が、之を共同海損と認めざるは上述の如く是認すべきものなるが

最も明かにしたるものといふべし。

三卷 第三點

同海損の成立を否認せざるべからざるに至るからである。 き論據によつて共同海損の成立を否認するは、矛盾も甚しい。蓋し、之を是認するときは、遂に凡ゆる共

(三二四) 三二

との間に存する觀念の相違を明かにし、 尤も、かくの如き難破物の投棄は精算上の便宜よりして、共同海損と認めざるものなれども、投荷と濡損 又曰く。かくの如き積荷を船外に投棄したりとせば、之は犠牲といふべし。蓋し投棄は注水と異なり皆滅 防せられたるもの」ために、犠牲に供せられつ、ありたるものといふべし。而も、その所謂犠牲は燒損せ を來さしむるものであり、當該積荷を救ふ所以のものにあらざればなりと(Heck, s. 316; すものにあらず。その同時に消防し得ざる場合に於て、比較的遲く注水せらるゝものこそ、より先きに消 なればなり(Beneke,)。ヘックもその著共同海損論に於て、燃燒しつゝある積荷に注水するは之に犠牲を醸 説の論據に依つて説明するを得ず。その真の理由は夙にベネツケがその名著海上保險論に於て主張せるが る積荷の濡損にあらずして、その間に於て燒失したる積荷が之を受けたるものなりと云へり 如く、燃燒しつゝある積荷等に注水するは之に損害を與へるものにあらずして、却つて利益を與へるもの かくて、燒損せる積荷若くは船體の當該部分に對する濡損を共同海損より除外する所以は、右の如き通 難破物の濡損が理論上に於ても共同海損たるべからざることを、 (Heck,)。彼

任意の坐礁に因る損害(Ruie V.)

四

一段の但書に於て、任意の坐礁を原則として共同海損と認めてゐる。 任意の坐礁 (Voluntary stranding) といひ、共同海損の一塲合をなす。 追跡せられたるに際しその危難を発れんとして、殊更に淺瀬若くは海濱に乘揚ぐるが如きこれなり。普通、之を 損し浸水甚だしく沈沒の懸念あるとき、船艙内に於て火災を起したるに際しその消防のために、若くは、 **坐礁は不可抗力若くは船長の過失に因つて生することあり、或は、故意に爲さるくことあり。** ョーク・アントワープ 規定もその第五條後 殊に、 船底を毀 敵艦に

第五條・任意ノ坐礁

安全ノタメニ故意ニ乗揚ゲタルトキニハ、ソノ結果タル損失・損害ハンラ共同海損ト認ム。 **クル損失、損害ハ共同海損トシテ賠償ヲ受クルコトヲ得ズ。但シ、ソノ他ノ總テノ場合ニ於テ、船舶ガ共同ノ** ルベキ事情 船舶ガ故意ニ淺瀬ニ乘揚グタルトキニ於テ、若シソノ手段ヲ採ラザレバ必然的ニ淺瀬若クハ岩礁ニ吹付ケラ ノ存シタルモノアラバ、ソノ故意ノ乘揚ニ因リテ船舶、積荷及ビ運賃、又ハソノ何レカノーニ生ジ

る。蓋し、 きことの必然なる事情ありたるときに於て爲したる任意の坐礁は、共同海損を成立せしむるやに就ては疑問があ 任意の坐礁は原則として共同海損である。然し、船舶が沈浚すべきこと、若くは海岸又は岩礁に吹付けらるべ かくの如き切迫せる事情の下に於て爲されたる任意の坐礁は、恰も火災に罹れる積荷若くは船體の當

共同海損成立の場合

(三) 善三

三卷 第三號

第

該部分に對する注水と同様に、概して犠牲を醸す所以のものではない(P. 219.)。されば、一八九○年ョーク●ア

附近の積荷を犠牲に供したるものといふべし。船舶がその船腹を毀損し浸水甚だしく、沈沒の懸念あるに於て故 同様に、船體を犠牲に供したるものといふべく、或は、船舶が敵艦の追跡を受けたるに於て、淺瀬に乗揚げて敵 共に難破せんとするに際し、任意に坐礁して辛じて沈浚を発る」も、將又、海岸又は岩礁に吹付けられて坐礁の 意に爲したる坐礁も、 坐礁を企圖したる點、並に、甲の地點に於て坐礁すべかりしものを乙の地點に於て爲さしめたる點等に鑑みて、 を醸したるものといふことを得ない(Lewindes)。素より、かくの如き切迫せる場合に於ても、船長が沈浚に代えて 餘儀なきに至りたるに際し、比較的損害の少かるべき地點を選びて坐礁したるに過ぎざるが如きときには、犠牲 に出づべし(s. 264)。 之に反して、 於て、明かに犧牲である。若し、かくの如き塲合に於て、任意の坐礁を共同海損として取扱はざるに於ては、 らざる限りその沈沒を阻止すべき手段は敷多あるべく、坐礁がその最も適當なるものとして選ばれたるの限りに の接近を不可能ならしめたりとせば、 ントワープ規定は、かくの如き任意の坐礁を共同海損より除外した(Rule V)。 長は船主の利益を慮つて船體を犠牲に供することを忌避し、投荷等の如く寧ろ積荷を犠牲に供せんとするの處置 思ふに、船艙内に火災を起したるに際し、故意に坐礁して船底を破壊し消防したりとせば、これ明かに投荷と 概して犠牲と稱することが出來る(The Senegal, 1882)。 蓋し、危險が著しく切迫せるにあ 船舶が他船と衝突し、 投荷をなして船體を輕快ならしめ危難を免れたると同様に、 若くは岩礁に激衝し船腹に大龜裂を生じ、 船底及びその 將に積荷と 船

ご 三四

るゝことあるべければなり(Heck)。この點こそ、從來、任意の坐礁を共同海損より除外せんとする最も有力な 当に利得せしむることあるべし。即ち、船主は船舶が任意の坐礁の直前に於て、衝突若くは觸礁に因って被りた る主張でさへあつたのである(Heck,)o る單獨海損たる損害をも、少くとも一部は坐礁に因つて被りたるものなりと胡魔化し、共同海損として塡補せら のと稱し得ざるべし。殊に、實際上の見地よりして、かくの如き坐礁を共同海損として取扱ふに於ては船主を不 積荷若くは船體の當該部分に對する注水が、犧牲にあらざることを是認し得るならば、これと同樣なる見解より して、沈浚若くは難破の必然なる事情の下に於ける船舶の一部を、坐礁に因つて毀損せしむるも、犠牲を醸すも きものなりと論ずるもの尠くない。然し、任意の行爲は常に必ずしも犧牲を目的とするものではない。燃燒せる 故意若くは任意の處置に出づるものなりと稱し得べし。かくて、この種の坐礁も理論上に於ては共同海損たるべ

的要件を具備すといふにあり、Rudolf。然し、船舶が衝突し、若くは岩礁に激衝して將に沈沒破碎すべき時に於て を回避するために爲したる任意の坐礁を共同海損と認むるに至りたる理由は、この場合には共同海損成立の一般 岩礁に吹付けらる、こと必然なる事情の下に於て爲されたる場合のみを除外した(Ruie V.)。而して、沈沒の危險 九二四年規定に於ては、沈浚の必然なる事情の下に於て爲したるものと雖も之を共同海損と認め、單に海岸又は 共同海損と認め、沈沒若くは坐礁の必然なる事情の下に於て爲したるときには、之を共同海損より除外した。一 ョーク・アントワープ規定はその一八九○年規定に於ては、共同の安全のためになす任意の坐礁を原則として

(三七) 三五

三卷第三號

之を一般的に共同海損より除外することなく、各個の場合に於て共同海損成立の一般的要件を具備するや否やに 共同海損なりや否やは、各個の場合に於ける事實の判斷に依つて决すべく(Lowndes)、難破の 場合に 於ける坐礁 (Strandung bei Gefahr des Scheiterns) は共同海損より除外するを可とすと言つてゐる(s.265)) 依つて決せんとするものならば、當を得たものである。共同海損法の大家ラウンズ及びヘックも、任意の坐礁の と認めんとするものならば廣きに失す。若し、沈沒の必然なる事情の下に於ける坐礁は、一八九〇年規定の如く 爲したる任意の坐礁には、犧牲の性質を有しない。若し、一九二四年規定がかくの如き塲合の坐礁をも共同海損

五 離礁を目的として被る損害及び費用(Rules VI, VII.)

なりや否やに依つて、取扱を異にすべきものである(Heck, s 267, 269;)。離礁の損害及び費用が共同海損たる 手段に訴ふることあり。この離礁を目的として被る損害及び費用は、その之を必要ならしめたる坐礁が共同海損 又は汽機●汽罐を過度に使用することあり、或は、先づ積荷、燃料、貯蔵品等を一時艀舟に荷卸し、然る後是等の 過ぎざることあり。岩礁、淺瀬又は海岸に乗揚げたる船舶を離礁せしむるためには、曳船を要することあり、帆 結果なる限に於て共同海損たるべきものである。必ずしも、危險が現存し共同の安全のために被りたることを必 坐礁の結果被るに至りたるものなるときには、その一切の損害及び費用が任意の

坐礁てふ共同海損行為の直接の 船舶の坐礁ば共同海損行為に基き共同海損たることあり、或は、任意の行為又は犠牲に基かずして單獨海損に

アニニテ

危險の現存及び共同の安全等の如き、共同海損成立の一般的要件を具備せざる限り、共同海損たるべからざるも 要とせざるものである。之に反して、離礁の損害及び費用が單獨海損たる坐礁の結果被りたるものなるときには のである。然るに、ヨーク・アントワープ規定に於ては、かくの如き區別をなさず、左の場合に就て一律に規定し

帆の強用に因り生じたり損害 (Rule VI.)

A

てゐる。

第六條・帆ノ强用、帆ニ生ジタル損害●損失

架又ハソノ何レカノ一ニ生ジタル損害•損失ハ、共同海損トシテ賠償ヲ受クルモノトス。但シ、船舶ガ浮ベル間 共同ノ安全ノダメニ帆ヲ張用シテ船舶ノ離礁ヲ計リ、若クハ一層高ク乘揚ゲシムルコドニ因リテ、帆及ビ帆 帆ノ强用ニ因リ船舶●積荷及ビ運賃、又ハソノ何レカノ一ニ生シタル損失●損害ハ、共同海損トシチ賠

償ヲ受クルノ限リニアラズ。

論上に於ては、この種の强用に因る損害も亦共同海損と認めて可なるものならんも、その强用又は犠牲の事實は ものであつて、共同海損を成立せしめる(S. 155)。帆の强用は離礁のときのみならず、敵艦又は海賊の追跡を受け たるとき、若くは、海岸又は岩礁に吹付けられんとするに際してその危難を発れんとして爲さる」ことあり。理 船舶の離礁を目的として帆を强用するは、ヘック教授の所謂非常の動機(Ausserordentlicher Anlass)より出づる

受クルノ限ニアラズ。

第三卷 第三號

離礁の場合に於けるが如く的確ならず、動もすれば曖昧の行はれやすきものなれば、之を共同海損と認めざるを

以て可とする(feck)。ヨーク・アントワープ規定も右の如く但書に於て、之を共同海損と認めざることを明記し

てゐる。

本條に於ては一九二四年規定は一八九〇年規定と毫も相違するところなし。

機關に生ずる損害

В

第七條 船舶ヲ浮出サシムルニ當リ機關ニ生ジタル損害

損ト認ム。但シ、船舶ガ浮ベル間ニ於テ汽機◆汽罐ノ運轉ニ因リ生ジタル損失◆損害ハ、共同海損トシテ賠償ヲ シ共同ノ安全ノタメニ浮出サシメントスル決意ヨリ生ジタルモノナルコトヲ確知シ得べキトキニ於テ、共同海 坐礁シ危險ノ狀態ニアル船舶ヲ浮出サシメントスルニ當リ、汽機及ビ汽罐ニ生ジタル損害ハ、ソノ損害ヲ賭

本條の前段は一八九〇年規定を文字通りに踏襲したるものであり、後段の但書は帆の强用に關する第六條との

用に於ては自働的に記錄に表はるゝものあるを以て曖昧を生することなく、必ずしも均衡を重ずるの要なし。果 均衡上新に附加せられたるものである。然し、帆の强用に於てはその事實曖昧なるものあるも、機關の過度の使 して然らば、船舶の浮べる間云々の但書は一八九○年規定の如く無きを以て寧ろ可なりといふべきか(s.223,224)

(三三〇) 三八

を恐れ、一八九〇年規定を變更せず、之を踏襲することに改められた(Rudolf)。 つて船舶及び積荷に生ずる損害をも共同海損と認めんとした。理論上穩當なる見解なれども、曖昧の生ぜんこと 本條の前段の草案に於ては、汽機・汽罐に生じたる損害のみならず、その激しき震動(Excessive vibration)等に因

坐礁したる船舶の船脚を軽くするための費用

C

及びその荷役に因つて生じたる損害

第八條 船舶ガ坐礁シタルニ際シ、共同海損行爲トシテ積荷、船用燃料及ビ貯藏品、又ハソノ何レカノ一ヲ荷卸ス塲 坐礁セル船舶ノ船脚ヲ輕クスルタメノ費用及ビ之ニ因リテ生ジタル損害

合ニ於テ、ソノ船脚ヲ輕クシ、艀舟ヲ傭入レ、再積込ヲナスタメニ 特 ニ要シタル費用、及ビ是等ノ荷役ニ因

リテ生ジタル滅失毀損ハ共同海損ト認ム。

ならば、 認むることに改められた(Rudolf)。離礁を目的とする荷卸が單獨海損たる 坐礁の 結果なされたる場合を想像する を常に共同海損として取扱ひ、積荷、燃料等の荷卸が共同海損行為として爲されたることを條件としなかつたが 一九二四年規定に於てはこの條件を附し、危險が現存し共同の安全のためにせられたる塲合に限り、共同海損と 一八九〇年規定に於ては、坐礁したる船舶の船脚を輕くするための費用、及びその荷役に因つて生じたる損害 適當なる修正であるけれども、共同海損たる任意の坐礁の結果なされたる場合をも規定せんとするもの

(三三二) 三九

る、共同安全主義の適用に由來するものなるべし。

第三號

ならば、首背し得ざるものがある(Report of 33 rd Conference)。 之に就ては旣に述べた。果して然らば、一九二 四年規定の修正は前の場合に對しては改正なるも、後の場合に對しては改悪なりしといふべし。

average act)、爲されたるときに於てのみ共同海損と認めた。而して、曳船に依つて離礁せしめる場合に就 safety)、或は危險の狀態にある場合に於て(in Position of Peril)、或は共同海損行爲として(as a に船脚を輕くするための荷役の損害及び費用に就て規定し、何れも共同の安全のために(For the Common りたるときと雖も、異なる取扱をなさゞる所以は、恐らくは、後に述ぶるが如く是認すべからざる學說た では規定せざるも、前三者の場合に於ける規定がら推論して、また斯の如き曳船料も、共同の安全のため に於て、共同の安全のために被りたるときに於てのみ共同海損と認め、共同海損たる坐礁の結果被るに至 に被りたるときに於てのみ共同海損と認めらるべし。かく、離礁の費用及び損害が、危険の現存する場合 ーク●アントワープ規定は離礁を目的として被る帆の弧用に因る損害、機關の極度使用に因る損害、並 General

間に於て被る犧牲及び費用をのみ、共同海損として取扱はんととするものである。換言すれば、危險が現 難港に於ける費用を論ずるに際して述ぶべきも、要するに、共同安全主義は共同の安全が脅かされてゐる 共同安全主義は共同利益主義と共に、普通避難港に於ける費用の取扱を説明する學説である。 詳細は避

(11111) 四〇

が、離礁の費用の取扱に於て明かに保存せられたのである。 グ・アントワープ規定に於ては、この共同安全主義は避難港に於ける費用の取扱に於て排斥せられてゐる 存せざるか又は共同の危險が消滅したるときには、その時以後共同海損成立せずとなすものである。 ∄

1

ては、共同安全主義に依り繼續行爲としての取扱を認めなかつた。 行爲の直接の結果たる損害及び費用は共同海損と認むと規定したれども、 及び費用をも豫想するものである。その限に於て離礁の損害及び費用は坐礁の損害と共に、 て船舶を故意に坐礁せしめんと決意するに際しては、彼は坐礁の損害を豫想するのみならず、 結果であり、その行為の當時に於て豫想せられたるものである。換言すれば、船長が共同海損行為に訴へ 繼續行爲(Folgehandlung)とでも稱すべきものである(s. 115.)。即ち、繼續行爲は共同海損行爲の必然的なる る共同海損行爲に因る犠牲の範圍に屬すべきものである。 の共同海損行爲に次で、その必然的なる結果として爲される行爲であり、 離礁は坐礁の必然的なる結果である。 坐礁が任意の行爲に因つて爲されたるときには、 一九二四年規定は、そのに條に於て、共同海損 離礁の損害及び費用の取扱に於 ヘック教授の言を借りて云へば 離礁の行為はそ 任意の坐礁な 離礁の損害

危險の現存せざるときと雖も、その離礁の费用は共同海損たるべきものである。否、積荷が全部艀舟に積 般的要件を必要としない。されば、離礁が繼續行為として爲されるときに於ては(定を離れて論するならば、般的要件を必要としない。されば、離礁が繼續行為として爲されるときに於ては(ヨーク・アントワープ規 共同海損成立の場合

繼續行為に於ては固有の共同海損行為に於けるが如く、共同の危險及び危險の現存等の共同海損成立の

<u> 25</u>

雖も、 荷と船舶との終極的なる分離に依つて、共同の危險が消滅したる後に被りたる、若くは航海の完了なる共 礁を目的として被る損害及び費用と雖も、亦共同海礁と認めて可なるものである(S. 268.)。換言すれば、積 移されて避難港に陸揚せられたる後、又は、他船に積換られて目的港に轉送せられたる後、船舶のみの離 海損行爲に因つて醸されたる犠牲の範圍に屬するものと見るべく、その限に於て共同に分擔せられてこぞ 同の利益をさへも目的とせずして、船舶の利益のためにのみ被りはる離礁の損害及び費用に對しても、荷 主は共同海損として分擔の責を莬るゝことを得ないものである。蓋し、斯くの如き雛礁の損害及び費用と = 任意の坐礁てふ共同海損行爲の决意せられたるときに於て豫想せられたるものであり、從つて共同 卷 第 Ξ 軄 四二

てゐない。その結果、離礁の損害及び費用につき、上述の如き不合理なる取扱をなしてゐるのである。 の共同安全主義や共同利益主義とは相容れざるものであり、ヨーク・アントワープ規定に 於ても 認められ 要するに、繼續行為の理論は共同海損の本旨に最もよく適するものなれども、共同海損成立要件として

衡平を得たるものである。

handling, discharging, storing, reloading and stowine)と同義なるべし。而して、積荷等を船艙より艀舟に積移す 條に謂ふところの、荷役行為に際して生じたる損害(Damage to or loss of cargocaused in the act of 本條に謂ふところの荷役に因つて生じたる損害(Loss or damage sustained thereby)とに、後に述ぶべき十二 きものである(Heck,)。因に、獨逸商法七〇六條は之を一般的に認めてゐる。 同海損行為として(一九二四年規定を離れて考ぶるこきに、)為され、且船舶内に 残されたる積荷よりも危險なる狀態 は、艀舟の沈浚又は艀舟に積移されたる積荷の滅失。毀損は、豫期せらる」ものである。されば、積移の荷役が共 移されたるときには、艀舟内の積荷よりも、安全ならざる狀態にあることあるべし。概して、荒天のときに於て は坐礁したりと雖も沈沒又は難破の危險の下にあらざるときに於て、離礁作業の一手段として、積荷が艀舟に積 る艀舟に積移されたるときには、艀舟内の積荷は船舶内の積荷よりも、 **ずしもその積荷を犠牲にするものではない。積荷が沈浚又は難破の危險の下にある船舶より取出されて、安全な 没等に因つて被るべき損害に就ては、明言してゐない。** したるものなれども、 に置かれたることの想像し得べきときには、積荷が損舟内に於て被る豫期せられたる損害は、 並に、艀舟より船艙に再び積込み再艙入をなす荷役中に生じたる損害を、共同海損と認むべきことを規定 その中間に於て、積荷が艀舟に安全に積移されて船舶の離礁を待てる間に於て、艀舟の沈 抑も、積荷を遭難せる船舶より艀舟に積移すことは、 安全なる狀態にある。 共同海損と認むべ 之に反して、船舶

同海損と認めらるべき離礁の損害及び費用につき、尚説明を要するものなり。 船舶の坐礁が共同海損行為に基かずして生じ、從つてその離礁が繼續行為と目し得ざるときに於て、共

船舶が坐礁その他の事故に因り遭難したるに於て、その救助の作業には 自ら三種の ものあり。

共同海損成立の場合

(三三五)四三

= 卷 第 Ξ 號

(Lowndes, s. 40, p. 186.)

一) 曳船又は機關の極度使用の如く、一の作業に依つて、船舶及び積荷の全體を同時に救助するもの

この場合に於ける曳船料叉は機闘の損害の如き救助の犠牲は、船舶及び積荷の兩者に平等に貢献したる

の意味に於て、共同海損たるべきものである。

船舶の坐礁又は衝突の如き事故に因つて船體破壞し、船舶と積荷とがその所を異にしたるに於て、

之を別々に救助するもの

るの意味に於て、救助料の如き救助の犠牲は共同海損として取扱はるべきものではない。

關係がない。船舶の救助作業は船舶にのみ貢献したるものであり、積荷の救助作業は積荷にのみ貢献した

この場合に於ては、船舶と積荷とが別々に救助せられたるものであり、兩者の救助作業の間には何等の

積荷と船舶とを各別々の作業に依つて救助するものなれども、前者の陸揚作業は後者の離礁作業にも貢 船舶が坐礁したるに於て、先づ積荷を陸揚して船足を輕快ならしめ、次で曳船作業を試みるが如く

稱せられ、獨逸のヘツク教授に依つて連續救助(Successivrettung)と唱へられたるものである。その取扱に この種の救助は英國の共同海損法の大家ラウンズに依つて複雜救助作業(Complex saivage operations)と

就では、各國の法律に於て規定するものなく、英國の判例に於ても未だ確定したるものなく、且學者の意見

空三か 四四四

も區々であるから、最も綿密なる吟味を要する(Lowndes, s 40, p. 186;)。

船料に就て一様なる取扱をなすは却て不衡平を來すものにあらずやと言つてゐる(Lowndes, 6th edition)o 同様なる見解はアーノルド海上保険法に於ても、之を窺ふことが出來る(8 969, p. 1255)。 而して、何 損法の現著者は、積荷の陸揚は船舶の離礁を容易ならしむるを普通とするけれども、船舶の離礁作業に對 なる取扱をなすは不衡平を來すとなした(Carver, 1st edition, s 398, 400.)之に反して、ラウンズ共同海 海損たることを得るけれども、船舶の利益のためにのみせらる、離礁の費用は單獨海損であつて、共同海 れもJob. v. Langton事件を例證して、船舶及び積荷の共同の利益のためにせられたる積荷の陸揚費用は共同 しては、旣に陸揚せられたる積荷は多くの利害關係を有せざる點に鑑みて、積荷の陸揚費用並に離礁の曳 であり、積荷の陸揚費用は之を共同海損となし、離礁の曳船料は之を單獨海損となすが如く、各々に就て異 て、複雑救助作業の費用はその全額を共同海損として取扱ふか又は一様に單獨海損として取扱ふべきもの 英國に於ける共同海損法の大家ラウンズ、並に海上運送法の大家カーヴァーは、同時代に於て筆を揃へ

損にあらずと言つてゐる(pp. 205, 207.)。

説と雖も、以下詳論する如く首肯すべからざる獨斷に過ぎざるものであつて、必ずしも是認することを得 すべからざる共同安全主義の上に立脚するものであつて、その限に於て採るに足らない。然し、兩氏の所 ラウンズ及びカーバー

兩氏の所説に對する

岩の批評、

殊にその引用せられた

る判决は、

英國特有の

是認

救助作業費を共同海損として取扱ふべく、斯くの如く統一的計畫に基いて爲されたるものと認め得ざると 上二個の作業が實質上一個の作業の各段階をなし、相集つて一計畫の遂行に資するものなるときには、全 ラウンズは積荷の陸揚及び船舶の離礁なる二種の救助作業が統一的なる一の計畫に基いて爲され、外見

きものと見たやうである。即ち、ラウンズは二個の假例に於て之を表明してゐる(Lowndes, 4th edition.)。 しにされたる船舶が先きに救助せらるゝものよりも著しく大なる危険を感ずべきときには、統一的計畫な

られざるときは、前後兩階段の救助作業は統一的なる一の計畫に基くものと見るべく、之に反して、後廻

業が先づ積荷の陸揚次で船舶の離礁といふが如く前後の階段に分たれる場合に於て、第二段の救助に委せ

全救助作業費を單獨海損として取扱ふべしとなす(Lowndes, 4th edition, s 398.)。而して、救助作

られたる船舶が第一段の最先に救助せらる、積荷に比して、著しくより大なる危険に曝さる、ものと認め

きには、

(A)一船舶はテムズ河の泥床に於て坐洲したるも船舶及び積荷には何等危險なし。然し、離洲を目的とし

く、船舶の分擔はその離礁に因る財産の保存に依屬するものなるを以て、船舶の離礁は陸揚費用の分擔 て先づ積荷の一部を陸揚し、次で曳船に依つて船舶を離洲せしめ、再び積荷を積込みて航海を繼續した との場合、積荷の陸陽は船舶の離洲にも貢献したるものなるを以て、船舶は積荷の陸揚費用を分擔すべ

を通して積荷にも利益を與へる。從つて、相互的に積荷も亦曳船料を分擔すべきものである(Lowndes, 4th

三三八 四六

pp. 159, 160.)。かくて、陸揚費用も鬼船料も共に共同海損として取扱はるべきものである。edition.

(B)一船舶は大海の暗礁に乗揚げ、船舶及び積荷には危險刻々に迫る。斯の如き事情の下に於て、積荷の 積荷の救助は多少とも船舶の離礁を容易ならしめたるところありとするも、その主たる動機は當該積荷 の救助にありたるものなるを以て、船舶の之に分擔するを要せず。船舶の雛礁費用も亦船舶の單獨負擔 部が先づ救助せらる。而して、偶然の幸にも風浪和ぎ、船舶は容易に離礁することを得た。この場合、

たるべきものである。

換言すれば、救助計畫の統一的遂行の存するところには、その作業費に就て共同分擔なかるざるべからず と見たるもの、如くである。これ、一の獨斷に過ぎざるものであつて、船長が船舶及び積荷を一の計畫に 數個の作業が相合して一計畫の遂行に資するものと認むべきときには、共同海損として取扱はんとした。 に對してなす批評は大體カ氏の所說にも中り(Heck, s. 274)、彼の見解こそ最も當を得たるものと信する。 なすヵ氏の主張に對し、彼がその理由とするところは、右の如きラ氏の所說と稍相違するところあれども ば船舶の離礁費用も亦共同海損として取扱ふべく、一を單獨海損となすならば他も亦同様に取扱ふべしと (Carver, 1st edition)、その結論に至つては兩者略同一なれば(Lowndes, 4th edition,)、ヘツクがラ氏の所說 ラウンズは數個の救助作業が統一的なる一の計畫に基いてなさる」や否やに依つてその取扱を異にし、 前に、一言したるが如く、カーバーがラウンズの主張と同様に、積荷の陸揚費用を共同海損となすなら

四七

(三三九)

第 Ξ

從つて順次に救助せんことを期したることに因つて、各作業殊に時間上最後の作業が比較的前に救助せら ず、之を實際の場合に適用するに於ても、必ずしも滿足なる結果を來すものにあらず。船舶の離礁の費用 礁の曳船料が小なるときには、陸揚費用を曳船料と共に共同海損となすことに依つてこの目的を達し得べ ためにのみ計られたるときよりも、少くとも不利益ならざる立場に置かれざるべからず。而して、船舶離 貢献したるのであり、積荷のみならず船舶にも利益を與へたるものである。然らば、積荷の單獨の利益の の救助を目的として、先づ積荷が陸揚せられ船足を輕快ならしめたりとせよ。積荷の陸揚は共同の利益に が積荷の陸揚費用よりも大なるときに於て、然りである。船舶が坐礁したるに於て、船舶及び積荷の共同 るゝ財産に對しても、同様なる意義あるものと考ふることを得ない(S. 275.)。理論上に於て然るのみなら ころ共同分擔なかるべからずと見たる、ラ氏の獨斷の誤謬なることをを明かにするものであり、Kemp・ しと雖も、鬼舶料が大なるときには、却て矛盾する結果を見る。これ、救助計畫の統一的遂行の存すると 第

る。然し、この場合に於ても、ラ氏の假設と反對に船舶の離礁の費用が積荷の救助費用よりも著しく大な なしとなす。而して、彼は第二の假例たる船舶が大海の暗礁に乗揚げたる場合に依つて、之を説明してゐ ラウンズに従へば、敷個の救助作業が何等の統一なく個々別々に爲されたるときには、費用の共同分擔

理論上からもその彌縫に努めてゐる(Carver, 1st edition)。

Halliday 事件に依つて實證せられてゐる。されば、カーバーも之を認め、原則に對する例外として、但し

四八

safety-Prinzip)や、共同利益主義(Common-Benefit-Prinzip)に依つては到底理解し得べからざるものであり、 ものである。因に、斯の如き場合に於ける破船の損害を以て救助の犠牲(Rettungsnachteil) たることを認め、 然しば、この分擔の損害を僅少ならしめたる船舶の離礁の費用は、積荷に依つても共同に分擔せらるべき 積荷の救助料と共に共同 海損として 取扱ふ ことは、共同海損成立要件としての共同安全主義 害は積荷の單獨救助の犠牲に供せられたるものとして、積荷に依つて分擔せらるべきものである。果して ラ氏及びカ氏に依れば、 於ても直ちに全損に歸せず、遂に離礁に依つて救助せられたれども、その費用は著しく大なりしとせよ。 と共に共同海損として取扱はる。後者を選べば船舶が犠牲に供せられたるものであり、積荷の救助料と共 成立せず。これ、甚だ不衡平である。蓋し、船舶が氣づかはれたる如く難破に依つて全損に歸せば、その損 に共同海損として取扱はるべきものである(Heck,)。幸にも豫期に 反して、船舶は積荷の單獨救助の後に 助に關して斯くの如き選擇の餘地ある場合、前者を選べば積荷が犠牲に供せられたるものであり、 を絕對安全の地に齎さしめ、船舶は之を難破の危險に委すべきかの岐路に立つことあるべし。 船舶及び積荷は大なる危險の下にあり。而して偶々通りあはせたる他の船舶より救助を申込まれたりとせ j る場合を想像するならば、同様に不合理なる結果を見るに至る。一船舶が高價なる積荷を積載して坐礁し 遭難せる船舶の船長は投荷をなして船足を輕快ならしめ曳船せしむるか、或は積荷を他船に移して之 統一的なる唯一の計畫に從つて救助せられたるものにあらざるを以て、共同海損 (Common-而して、救

第三卷第三

ックの獨創たる犠牲主義(Opfersystem)に依つて始めて説明し得べく、この點大に味ふべきものなるべし

船舶及び積荷兩者の同時の救助 (Simultanrettung)又は共同救助(Gemeinsame Rettung)が可能なりや玄やを 茲に於て、ヘックは救助の計畫が唯一にして統一的なりや否やを以て、その區別の標準となすことを排し 扱ふべきやの區別の標準は、ラウンズやカーバーの所説に依つて徹底的に滿足なる結果を得るに至らない 要するに、複雑救助又は連續救助の費用を共同海損として取扱ふべきや、將又單獨負擔の費用として取

以て、之に代えてゐる(S. 276.)。蓋し、最も當を得たるものである。

ゐる(Rule F.)。殊に、共同救助と單獨救助との兩者が可能なるときには、船長はその孰れを選擇すべきかの 代替費用の共同海損たるべきことは、後に詳論する如く、ヨーク・アントワープ 規定に於ても認められて の節約を目的として、謂はゞ代替費用(Subs:itu'ed expenses)の支出せられたるものである(s. 277)。而して (Gemeinsame Rettung) に代えて、單獨救助(Sonderrettung)を以てしたりとせば、これ共同海損たるべき費用 助の 可能なる ときに於て、船長が船舶及び積荷を 各別々に 救助するのより 適 當 なるを 思ひ、共同救助 あり、共同海損成立の一般的要件を具備して當然に共同海損たるべきものである(Rule P.)。この同時の救 船舶が坐礁し危険の狀態にあるときに於て之を離礁せしむるは、船舶及び積荷を同時に救助するもので

岐路に立つてゐる。其處には、船主の利益と荷主の利益との間に衝突がる。而して共同救助の場合に於て

(三三三) 五〇

長が單獨救助の方を選擇するときにも、その單獨救助の犠牲を共同救助の場合に於けると同様に分擔せし めるにある。即ち、共同海損として取扱ふにある。 すく、自然面白からざる結果を生するに至る。船長の斯くの如き偏頗なる處置を未然に防ぐためには、船 ざるものとせば、船長は船主の使用人なるがために自ら彼の利益に適すべき救助の方を選擇するに至りや はその費用が共同海損として取扱はるくも、單獨救助の場合に於てはその費用が共同海損として取扱はれ

備したりや否やに依つて、各別々の取扱をなすべきものである(Walthew v. Mavrojani)。而して、大體左の 如き結果に到達すべし(Heck, 277, 278.)。 損として取扱ふことを得ない。即ち、各個の單獨救助を各別々に觀察して、共同海損成立の一般的要件を具 共同海損と認むべかりしものに代替したるものにもあらざるを以て、この觀點よりしても一般的に共同海 不可能なるときには、其處には概して利益の衞突(Interessenkonflikt)がない。船長はその場合に於て可能なる 的なる唯一の計畫に基いてなさる」ときと雖も、共同救助の可能ならざるときに於ける單獨救助の费用は、 唯一の救助方法たる單獨救助に訴へるものであつて、其處には彼の行動を偏頗ならしむべき危險を存しな い。果して然らば、強て共同海損を成立せしめざるべからざるの要を見ない。たとへ、敷個の單獨救助が統 船舶及び積荷兩者の同時の救助が可能ならざるとき、換言すれば、單獨救助のみ可能であつて共同救助の

回積荷の陸揚費用は當該積荷に直接の利益を與ふるのみならず、船舶の離礁を容易ならしむるものなるを 共同海損成立の場合 (山川川) 五1

卷

第

以て、共同海損である。

(b) 船舶離礁の曳船料は、先に陸揚せられて安全なる狀態の下にある積荷に利益を與ふるものにあらざるを

以て、共同海損ではない(Job v. Langton)。

一部の積荷は船舶の離礁に先きだちて陸揚せられたるも、残部の積荷は船舶と共に曳船に依つて離礁し

(c)

山曳船料に對し一部の積荷が共同海損として分稽すべき額は、陸揚費用に對し全部の積荷が共同海損とし たりとせば、曳船料は船舶と後者の積荷との間に於てのみ、共同海損として取扱はる。

て分擔すべき額と合算して、再び全部の積荷の間に平等に分擔せらる。蓋し、斯くの如き二重の計算に

等の間に存すべき利益の衝突が除去せられ得るのである(Lowndes, 4th edition, p. 209.)。 依り、積荷の救助費用の全額が積荷の間に於ては共同海損として取扱はれたると同一の結果になり、彼

ものとなす。然し、之には左の例外の場合がある。 ある。之に反して、單獨救助のみ可能なるところには、概して利益の衝突なく單獨負擔を以て當を得たる 要するに、同時の救助又は共同救助の可能なるときには、概して利益の衝突を存し、共同分擔の必要が

(一)船舶及び積荷の同時の救助は可能ならずして單獨救助のみ可能なれども、その單獨救助の間に選擇の

餘地ありて、一を採れば他を犠牲に供せざるべからざるときには、最も大なる利益の衝突がある。 の如きときには、救助の犠牲を共同海損として取扱つてこそ、岐路に立てる船長に衡平なる處置を期待

斯く

(一)船舶及び積荷の同時の救助が失敗に終りたる後にも、尚單獨救助の餘地ありと想像せらる、特殊の積

荷に就ては、特別なる取扱をなすを穩當とする(Keck,)。

例をラウンズの二個の假例に當てはめて考ふれば、第一例たる船舶が深からざるテムズ河に坐礁したると 斯くの如き積荷はその單獨救助費の額を超へて救助費用の分擔に與らざるべからざるの理由に乏しい。本 らる、を普通とする。而して、そのために船舶及び他の積荷の共同の救助作業を妨害するものでもない。假 見得る(Ulrich, Band I,)。而して、斯くの如き塲合は、船舶が金塊の如き容積及び重量に比して著しぐ高價 にその高價品の陸揚を後廻しとするも、その單獨救助の可能性が共同救助の後にも尚存在するものならば、 の如き積荷は特別なる保管の下に運送せらるゝものであつて、その陸揚容易であり、概して最先に陸揚せ 換言すれば、
斯くの如き獨立したる單獨救助の可能なるところには、當該積荷に關して共同の危險なしと み可能なるに止まらずして、之と獨立して存し、殊に共同救助の失敗の後にも尚單獨救助のみは可能なる 頗なる處置を未然に防ぎ積荷の利益を擁護せんとするにある。然るに、單獨救助が共同救助と選擇的に ことが豫期せられ、且その費用も多額ならざるが如きときには、船長の偏頗なる處置は恐るゝに足らない 抑も、 同時の救助が可能なる場合に於て、單獨救助の費用を殊更に共同海損として取扱ふは、船長の偏

第三卷 第三號

を超へて分擔に與らしむることを得ない。第二例たる船舶が深海の暗礁に乘揚げたるときに於ても同様 きには、船舶が金塊を積載したるま、曳船に依つて離礁したるときと雖も、金塊にはその單獨救助の費用 あるけれども、船長が金塊の救助を選擇したる結果として他の救助作業の抛棄せられたるものあらば、即ち

なりしと否とを問はず、救助費用は一切之を共同海損として取扱ふべきものである(Lawndes, 6th edition) 合に就て

いある。若し、離礁が共同海損行為たる任意の

生礁の結果生じたるときには、同時の

救助が可能 (二)の塲合に於ては、金塊と雖もその限に於て特別なる取扱を受くることを得ない(Heck, 上來縷說したるところは、本論の冒頭に於て明言したるが如く、船舶の離礁が繼續行爲と認め得ざる場 . 422 ff.)°

燃料として消費せられたる積荷、舩具及び貯蔵品の損害(Rule IX)

船主は自己の過失に因つて自ら損害を被るに至りたるものなるを以て、共同海損を成立せしむるの要なく、積荷 が犠牲に供せられたるときのみ問題を生ずる。換言すれば、積荷の消費は常に共同海損を構成し、船具及び貯蔵 燃料の缺乏なる共同の危險を醸したりすれば、規定口條に該當する場合であつて、利害關係人は過失者たる船主 なる處置であつて、共同海損を構成する。若し、船主が航海の初めに於て充分なる燃料を積載することを怠り、 に求償し得るのである。この場合、船主の財産たる船具及び貯藏品が犠牲に供せられたるに過ぎざるときには、 航海中燃料の缺乏に際し積荷、船具及び貯藏品等を之に充當するは、航海の繼續なる共同の安全のために必要

三さ

九條前段は、 の充當は充分なる燃料を準備したるときに於でのみ共同海損となる。二九二四年ョーク。アントワープ規定の 兩者の間に斯くの如き差別的なる取扱を目的として、船具及び貯蔵品に就てのみ規定してゐる。

第九條 燃料トシテ消費セラレタル船具及ピ貯藏品

危險ニ際シ共同ノ安全ノタメニ、止ムコトヲ得ズシテ、船具及ビ貯藏品又ハソノ何レカノ一ヲ、燃料ノ代リ

IJ := シ燃料 消費シタルトキハ、充分ナル燃料ノ用意アリタル場合ニ限リ、共同海損ト認ム。但シ、ソノ間ニ消費スベカ ノ見積高ハ、船舶ノ最後ノ發航ノ地及ビ時ニ於ケル市價ニ換算シ共同海損ヨリ控除ス。

九二四年規定は之を特別に取扱ふ目的より、積荷てふ文字を規定より全く削除したのである(kudolt,)。 規定に於ては、積荷の消費と雖も船舶が充分なる石炭を準備したるにあらげれば共同海損と認めなかつたが、一 適賞なる修正に基くものであつて、一八九〇年規定に於ては兩者の間に區別を認めなかつた。即ち、一八九〇年 上述の如く、積荷の消費の場合と船具及び貯藏品の消費の場合とに於て取扱を異にするは、一九二四年規定の

規定は船舶所有者の負擔としててふ文言を削除したのである(Report of 33 rd Conference)。(未完) 舶所有者の負擔として』之を共同海損より控除すべきものとなした。然し、 きときと雖も、その間に消费すべかりし燃料の見積高は之を最後の發航の地及び時に於ける價格にて計算し、『船 しも船舶所有者に限らずして傭船者及び船舶賃借人たることあり。恐らくこの場合に備ふるために、 八九〇年規定に於ては、その本條末頃に於て燃料に充當せられたる船具及び貯藏品の損害が共同海損たるべ 燃料を供給すべき義務者は常に必ず 一九二四年

(三三七)

共同海损成立の場合

五五五